

登録医制度、開放型病床に関するQ & A



Q 1 登録医制度とは何ですか？

A 当院医師とかかりつけ医がより連携を緊密なものとして、1人の患者の治療や経過観察にあたる「二人主治医制」を実施することを目的とした制度です。地域の医師会に所属するかかりつけ医の先生方に当院の連携先の医師として登録していただきます。

登録医になられた先生方には、次のメリットがあります。

登録医療機関からの紹介を優先的に受け、また、登録医療機関への逆紹介を優先的に行います。

登録医には登録医証書を発行するとともに、医療機関名を当院の連携ボードに掲示し、当院の連携先であることを明示します。

当院に開放型病床を設置します。紹介入院させた患者を、当院主治医と共同して診療に当たっていただくことができます。また、入院中の状態が把握できるため、退院後の診療にスムーズに移行できます。

図書室（文献検索サービス等）、休憩室、ロッカー、駐車場、白衣等の病院の施設等が利用できます。また、症例検討会や院内講演会のご案内をいたします。

当院の高額医療機器を使用していただけます。

Q 2 患者にはメリットがありますか？

A 患者は、登録医（かかりつけ医）での診療と、病院でのより専門的な診療を継続して受けることができます。また、入院後もかかりつけの先生から診療を受けることが可能となり、より一層の安心感を得ることができます。

Q 3 登録医の申請がしたいのですが・・・

A 登録医となることを希望される方は、登録医申請書（様式1）に必要事項を記入していただき、直接、当院地域医療連携室まで郵送等によりご提出ください。

Q 4 登録医にならないと患者を紹介できないのですか？

A そんなことはもちろんありません。今までどおりいつでも紹介していただけますし、逆紹介もさせていただきます。その中でも、登録医となられた先生方との間の紹介・逆紹介につきましては、返信漏れなどがないように、特に厳密に対応させていただきます。

Q 5 開放型病床を利用したいのですが・・・

A 患者を紹介していただく際の診療予約申込書（労災病院ホームページに掲載）等に、入院が必要となった場合に開放型病床を利用したいかどうかあらかじめ記入してください。

開放型病床の利用を希望する紹介患者につきまして入院が決定したときには、院内主治医、病室、入院予定日時を地域医療連携室より連絡させていただきます。

Q 6 開放型病床に入院できる患者に制限はあるのですか？

A 登録医制度により「二人主治医制」を実施していくという目的から考えますと、専門的な治療や検査が必要な入院部分を当院が担当し、比較的症状が落ち着いた後は、登録医の先生方に逆紹介していくという双方の役割分担を明確にする必要があります。

従いまして、専門的な治療や検査を要しない（単に療養を目的とした）患者につきましては、開放型病床への入院申し込みはお受けできません。

Q 7 救急患者でも開放型病床に入院できますか？

A 救急患者につきましては、早急な診療対応が必要であるため、開放型病床の手続きをしている時間がありません。そのため、紹介による通常の緊急入院患者として対応させていただきます。

ただし、入院後に開放型病床へ変更することは可能ですので、希望される場合は地域医療連携室までご相談ください。

Q 8 開放型病床に差額ベッド代金は発生しますか？

A 発生しません。

Q 9 開放型病床の入院患者には何か優遇措置がありますか？

A 登録医からの紹介ということで優遇措置をとりますと他の患者から誤解を生じるおそれがあります。そのため、当然ながら優遇措置はありません。

Q10 開放型病床に入院中の紹介患者を訪ねたいのですが・・・

A 共同診療・指導を目的とされる場合は、あらかじめFAX等により地域医療連携室にご連絡の上、来院してください。登録医の診療時間は、平日の午後1時から午後5時までの間となっております。

来院されましたら、白衣やネームプレートの貸し出しを行いますので、最初に地域医療連携室をおたずねください。

なお、単にお見舞いを目的とされる場合には、一般の面会者と同様に面会時間(平日：午後1時～午後8時、土日祝：午前10時～午後8時)の間で訪問していただくこととなります。

Q11 開放型病床に入院すると必ず共同診療や指導をしなければならないのですか？

A 必ずしなければならないということはありません。可能な範囲で行ってください。

なお、面会目的だけでもご訪問いただくと、患者に安心感を与えることになるのではないかと思います。

Q12 病院を訪問した際の駐車料金はどうなるのですか？

A 登録医が来院された場合の駐車料金につきましては無料の手続きを行います。

Q13 共同診療をしたときのカルテの記載や医事システムへの入力はどうなりますか？

A 当院のトータル・オーダリング・システムには、院内主治医が入力いたします。

共同診療・指導の内容は、当院指定の複写式の伝票に記載していただきます。登録医は、そのうち一枚を、登録医の医療機関のカルテに貼付してください。

Q14 開放型病床へ入院中の紹介患者の手術・検査には参加できますか？

A 院内主治医の許可を得て、手術・検査に立ち会っていただくことができます。

Q15 共同診療・指導をした際の診療報酬はどのようなのですか？

A 登録医側においては、開放型病院共同指導料（ ）の請求ができます。
保険分の請求は、登録医側で行っていただきます。
患者負担分は、当院において当院請求分と併せて徴収し（代理でいったん預かります。）登録医分を1ヶ月まとめて口座振込にてお支払いいたします。
また、地域連携退院時共同指導料（ ）を算定する場合も同様にいたします。
登録医と当院の請求行為に齟齬が生じないように、念のため、請求内容を相互に確認するための連絡表を、月初めにFAXにより送信いたします。

Q16 労災病院の高額医療機器を使用したいのですが・・・

A 地域医療連携室で受付をしておりますので、お申し出ください。

Q17 労災病院の図書室で文献を探したいのですが・・・

A 当院2Fに図書室がありますのでご利用ください。図書室の利用時間は、午前8時15分から午後5時です。
文献検索等は、Eメール等でもお受けいたします。詳しくは、図書室職員（司書）にお尋ねください。
なお、図書室入室の際は、登録医であることがわかるように、地域医療連携室でネームプレートの貸し出しを受け、着用してからご利用ください。

以上